## 下水道法施行令第3条に基づく意見と市の考え方

- 1 縦覧期間 令和2年2月4日 ~ 令和2年2月17日
- 2 意見書総数 4件
- 3 提出された意見及び当該意見に対する市の考え方

番号	意見(原文のとおり)	市の考え方
1	平成23年、瑞穂市行政及び市議会は「公共下水道推進特別委員会」を秘密会にして、公共下水道の終末処理場予定地として「牛牧下畑」を決定しました。 後日取り寄せた「秘密会議事録」には、「都市計画決定すれば強制執行が出来る」「下畑は主要な道路も無く目立たない場所であり迷惑施設の建設に適している」など等、下畑住民を蔑ろにした文言が散見されます。 平成26年度は、下畑自治会住民を無視し市行政は「住民説明会」「地権者説明会」「戸別訪問」を仕掛け、「公聴会」では反対意見を潰し、「都市計画審議会」では「丁寧な説明が必要」などの意見を無視して「都市計画決定」に至っています。今年度も「説明会」と称するような会や、戸別訪問を仕掛けて、下畑自治会を困惑させています。何名かの地権者の方が賛成をしていることは承知していますが、下畑自治会は「反対署名」や臨時総会で「反対決議」をしており、公共下水道(瑞穂処理区)事業計画に断固反対であり、白紙撤回が「総意」です。 下畑自治会員も瑞穂市民であることを再度ご認識下さい。	下水処理場用地の地域や地権者の方々のご意見は、都市計画の手続き前や本事業計画の策定にあたり、戸別訪問を通してお聴きしております。 その中で、反対や賛成を含め様々な意見があることは承知しております。反対されている方の多くが下水処理場に反対という意見ではなく、自治会が反対しているためという意見でした。 現在、反対されている方については、下水処理場が完成するとどうなるのかといったことをこれからも具体的にお伝えし、ご理解いただけるように努めていく考えです。
2	今回縦覧に付された「瑞穂市公共下水道事業計画書」では、第1期工事と して、工事着手を令和2年4月1日、工事完成予定を令和8年3月31日、 とされています。	瑞穂市は伊勢湾の閉鎖性区域に位置しているため、水質汚濁防止法 に基づく生活排水対策重点地域に指定され、8割以上の市民が市街化 区域に居住していることや過去には大きな浸水被害も受けていること

番号	意見(原文のとおり)	市の考え方
	そもそも本公共下水道事業は、市議会で議論の上承認され、平成23年か	などから汚水処理及び雨水排除を行う公共下水道は欠かすことのでき
	ら24年にかけて各小学校区で説明会が開催されました。そして平成27年	ない施設であります。
	3月に計画が縦覧された後、平成27年4月21日に都市計画決定されて着	しかしながら、汚水処理施設整備は大変遅れており、公共下水道計
	実に実施される予定であった計画です。残念ながらその後4年間停滞してい	画に基づき、早期に整備を図っていく考えです。
	たものですが、瑞穂市発展のためには極めて重要なインフラとなる事業だと	
	思います。	
	その遅れを取り戻す意味でも、是非一刻も早く着手し、1日でも早く完成	
	していただくことを強く願います。	
	計画書の提出は、処理予定地の住民の同意を得た上での提出として頂きた	これまで、下水処理場の地域や地権者を対象とした説明会を開催し
	٧٠°	理解に努めております。また、これらの説明会を欠席された方々につ
3		いては戸別訪問を行い、計画の内容をお伝えし、ご意見をお聴きして
		おります。
		今後も説明や意見を聴く機会を設け、現在、反対されている方がご
		理解してもらえるように努めていく考えです。
	公共下水道整備は、瑞穂市の重要課題にして、長年検討審議され、既に都	事業計画に基づき着実に事業を進め、都市機能や水環境、生活環境
	市計画決定され、数年が経過しおりますが、今回の事業計画では、早期実現	が今以上に向上するように早期の供用開始に努めていく考えです。
4	をめざしておられることは理解できました。	
	計画が一層進展し、1年でも早く公共下水道の供用開始が実現することを	
	希望致します。	